

厚生労働省令第九十二号

老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七条第一項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年四月十日

厚生労働大臣 舩添 要一

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

【省略・新旧対照表を参照のこと】

附 則

この省令は、平成二十年五月一日から施行する。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十二条 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>一～七（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p>第五十五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～五（略）</p>	<p>第十二条 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>一～七（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホームであつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p>第五十五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～五（略）</p>

六 医務室

医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

七〇九 (略)

五〇七 (略)

第五十六条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

一〇七 (略)

二〇八 (略)

九 第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

一 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者

三 病院 栄養士(病床数百以上の病院の場合に限る。)

四 診療所 事務員その他の従業者

一〇一四 (略)

第六十一条 (略)

六 医務室

医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、サテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

七〇九 (略)

五〇七 (略)

第五十六条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

一〇七 (略)

二〇八 (略)

九 第一項第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、本体施設の栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

一〇一四 (略)

第六十一条 (略)

<p>2・3 (略)</p> <p>4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 医務室</p> <p>医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、<u>本体施設</u>が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については、<u>医務室</u>を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることとする。</p> <p>四 (略)</p> <p>5、7 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 医務室</p> <p>医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、サテライト型居住施設については、<u>医務室</u>を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることとする。</p> <p>四 (略)</p> <p>5、7 (略)</p>
---	---